



兵庫県が阪神・淡路大震災の教訓を生かした助け合いの制度

兵庫県住宅再建共済制度

# フェニックス共済



## もうご加入いただきましたか？

皆さん、兵庫県住宅再建共済制度「フェニックス共済」への加入はお済みですか？この制度は兵庫県が阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、創設したものです。

平成21年8月の台風第9号の豪雨災害では、制度創設以来、初給付を行い、被災加入者から住宅再建に役立ったとの喜びの声が届いています。いざというときのわが家の安全・安心のためにも、ぜひご加入ください。

## 平成21年台風第9号豪雨災害の被災加入者の声

- おかげで早く再建でき、高齢の父母を畳の上で休ませることができました。(60歳代の方)
- 共済給付金は、心のゆとりと復旧の励みになりました。(60歳代の方)
- 兵庫県にはこんないい制度があって羨ましいと、他府県の人に言われました。(50歳代の方)

### 【共済負担金】

住宅再建共済制度
年額5,000円

住宅所有者が加入



マンション共用部分再建共済制度
年額2,400円/戸

マンションの共用部分について、管理組合が1棟単位で加入



### 【共済給付金】

給付金	給付対象	給付額
再建等給付金	全壊・大規模半壊・半壊で建替・再建	600万円
補修給付金	全壊で補修	200万円
	大規模半壊で補修	100万円
	半壊で補修	50万円
居住確保給付金	全壊・大規模半壊・半壊で補修をせず 賃貸住宅に入居した場合等	10万円

(注)1 県外で再建・購入の場合は給付額は1/2  
2 賃貸住宅等は、県内での再建等のみに給付し、居住安定確保給付金は給付対象となりません。

給付金	給付対象	給付額
再建等給付金	全壊・大規模半壊・半壊で建替・再建	300万円 ×新たなマンション戸数 (加入時の戸数を上限)
補修給付金	全壊で補修	100万円 ×加入時の戸数
	大規模半壊で補修	50万円 ×加入時の戸数
	半壊で補修	25万円 ×加入時の戸数

NEW

## 家財再建共済制度 8月1日より開始



加入受付開始しました。  
賃貸住宅にお住まいの方もご加入いただけます。

【家財再建共済制度の概要】

加入者	県内の住宅に居住している方(住宅を所有している方又は賃貸住宅の借主など)											
対象	県内の住宅に存する家財(ただし、1戸の住宅に存する家財につき1加入)											
対象災害	あらゆる自然災害(地震、台風、豪雨、豪雪、津波、暴風、落雷等)											
被災の判定	市町が実施する住家の被害認定(り災証明書)による											
共済負担金	年額1,500円(住宅再建共済制度とあわせて加入の場合は年額1,000円。)											
共済給付金	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>35万円</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>15万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	給付額	全壊	50万円	大規模半壊	35万円	半壊	25万円	床上浸水	15万円	被災住宅に存する家財を補修又は購入した場合に給付
	区分	給付額										
	全壊	50万円										
	大規模半壊	35万円										
半壊	25万円											
床上浸水	15万円											